

議案第三号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成十三年杉並区条例第四十  
四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「住民票に」を「住民票及び戸籍の附票に」に、「住民票記載事項」を「住民  
票等記載事項」に改める。

第三条中「住民票記載事項」を「住民票等記載事項」に改める。

第五条第一項中「住民票記載事項の」を「住民票に記載されている事項（以下この項及  
び次条第一項において「住民票記載事項」という。）の」に改め、同条第二項第三号中  
「第十二条の二第二項」を「第十二条の四第二項」に改め、同項第四号中「第十二条の二  
第三項」を「第十二条の四第三項」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

区長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付又は戸籍の附票の  
写しの交付（次項において「住民基本台帳の一部の写しの閲覧等」という。）の請求又

は申出を認めるべきか否かを判断するときには、基本的人権の尊重の観点に立つて行わなければならない。

第七条第二項中「住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写しの交付等」を「住民基本台帳の一部の写しの閲覧等」に改める。

第八条中「住民票記載事項」を「住民票等記載事項」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十五号）の施行の日から施行する。

2 杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護の保護に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年杉並区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に一条を加える改正規定中「第十二条の二第五項」を「第十二条の四第五項」に、「次の」を「次の」に、「第十二条の二第二項」を「第十二条の四第二項」に改める。

#### （提案理由）

戸籍の附票に記載されている事項をより適正に管理する等の必要がある。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）に規定する事務を管理し、又は執行するに当たり、住民票及び戸籍の附票に記載されている事項（以下「住民票等記載事項」という。）の適正な管理のために区長が講ずべき事項等を定め、これを明らかにすることにより、区民の個人情報の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第三条 区長は、住民基本台帳事務の処理に当たり、区民に関する正確な記録が行われるよう事務処理の適正化を図るとともに、</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）に規定する事務を管理し、又は執行するに当たり、住民票に記載されている事項（以下「住民票記載事項」という。）の適正な管理のために区長が講ずべき事項等を定め、これを明らかにすることにより、区民の個人情報の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第三条 区長は、住民基本台帳事務の処理に当たり、区民に関する正確な記録が行われるよう事務処理の適正化を図るとともに、</p>

住民票等記載事項の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(審議会への報告等)

第五条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った住民票に記載されている事項(以下この項

及び次条第一項において「住民票記載事

項」という。)の処理状況並びに当該処理により発生した苦情(住民票記載事項に係るものに限る。)及びその処理の内容について、毎年一回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 法第十二条の四第二項の規定による政

住民票記載事項の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(審議会への報告等)

第五条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った住民票記載事項の

処理状況並びに当該処理

により発生した苦情(住民票記載事項に係るものに限る。)及びその処理の内容について、毎年一回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 法第十二条の二第二項の規定による政

令で定める事項の住所地市町村長への通知

四 法第十二条の四第三項の規定による政令で定める事項の交付地市町村長への通知

五 七 略

3 略

（住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限）

第七条 区長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付又は戸籍の附票の写しの交付（次項において「住民基本台帳の一部の写しの閲覧等」という。）の請求又は申出を認めるべきか否かを判断するときは、基本的人權の尊重の観点に立つて行わなければならない。

2 区長は、本人からの申出があり、かつ、

令で定める事項の住所地市町村長への通知

四 法第十二条の二第三項の規定による政令で定める事項の交付地市町村長への通知

五 七 略

3 略

（住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限）

第七条 区長は、法第十一条第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求若しくは法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を拒み、又は法第十二条第五項（法第二十条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写しの交付等の請求を拒むときは、基本的人權の尊重の観点に立つて判断しなければならない。

2 区長は、本人からの申出があり、かつ、

当該本人の生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該本人に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧等

について、必要な措置を講ずることができ  
る。

（不適正取得の禁止等）

第八条 何人も、偽りその他不正の手段により区が保有する住民票等記載事項を取得し、若しくは取得させ、又は法令に基づく場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、取得目的以外の目的のために当該住民票等記載事項により知り得た事項を利用し、若しくは第三者に提供してはならない。

2 区長は、前項の規定に違反する行為（法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係るものを除く。）をしたと認める者に対し、当該

当該本人の生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該本人に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写しの交付等

について、必要な措置を講ずることができ  
る。

（不適正取得の禁止等）

第八条 何人も、偽りその他不正の手段により区が保有する住民票記載事項を取得し、若しくは取得させ、又は法令に基づく場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、取得目的以外の目的のために当該住民票記載事項により知り得た事項を利用し、若しくは第三者に提供してはならない。

2 区長は、前項の規定に違反する行為（法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係るものを除く。）をしたと認める者に対し、当該

住民票等記載事項により知り得た事項の消去、記録された媒体の回収その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

住民票記載事項により知り得た事項の消去、記録された媒体の回収その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

附則第二項による改正（杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例の

一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例

例

旧

条

例

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（電気通信回線による他の市町村長への通知）

（電気通信回線による他の市町村長への通知）

第三条の二 法第九条第三項、第十二条の四五項及び第二十四条の二第五項並びに住  
民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第  
二百九十二号。以下「令」という。）第三  
十条の二十三第四項の規定に基づき、電子  
計算機から電気通信回線を通じて他の市町  
村長に送信する事項は、次のとおりとす  
る。

第三条の二 法第九条第三項、第十二条の二  
四五項及び第二十四条の二第五項並びに住  
民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第  
二百九十二号。以下「令」という。）第三  
十条の二十三第四項の規定に基づき、電子  
計算機から電気通信回線を通じて他の市町  
村長に送信する事項は次のとおりとす  
る。

一 略

二 法第十二条の四第二項及び第三項に規定する政令で定める事項

三 五 略

---

一 略

二 法第十二条の二第二項及び第三項に規定する政令で定める事項

三 五 略